

## 保存樹、保存樹林等補助金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、都市の自然的環境の保全、維持管理及び景観の向上に寄与するため、保存樹、保存樹林等貴重な緑の保全、育成事業に係る補助金の交付等について必要な事項を定めることとする。なお、交付に関しては、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (補助の対象及び補助率)

第2条 前条の規定に基づく補助の対象となる保存樹、保存樹林等の保全、育成事業は、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」及び「同施行令」により大阪市が指定した保存樹、保存樹林の保全、育成を図るために維持管理を行う事業とする。

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という）は次に定めるところによるものとし、消費税相当額は補助対象としない。

- ア 樹勢調査費
- イ 腐朽部等損傷処理費
- ウ 剪定費
- エ 病虫害防除費
- オ 施肥に伴う費用
- カ 保全、育成に必要と認める経費

3 補助金の額は、前項各号に定める対象経費の2分の1以内とする。（助成額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）ただし、補助金の額は10万円を上限とし、予算の範囲内において交付するものとする。

### (交付申請)

第3条 前条第1項の補助を受けようとする者は、保存樹、保存樹林等補助金交付申請書（第1号様式）により、次に掲げる書類を添えて、市長あて申請しなければならない。

- (1) 保全育成事業計画書
- (2) 保全育成事業収支予算書
- (3) 施工業者の見積書
- (4) 附近見取図
- (5) 対象樹木位置図
- (6) 現況写真

- 2 申請の受付期間は、毎年4月1日から12月28日の間（ただし、土、日、祝日は除く。）とし、概ね作業着手の3ヶ月前から受け付けるものとし、作業着手の1ヶ月前までに申請すること。ただし、申請は年1回とする。また、期間中であっても、交付予定補助金総額が予算を超える時点で受付を終了する。

（交付決定）

第4条 市長は、補助金の申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査・現地調査等により法令等に違反しないかどうか、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、保存樹、保存樹林等補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は前項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、保存樹、保存樹林等補助金不交付決定通知書（第3号様式）により補助金の交付の申請を行ったものに通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。また、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、決定通知後に作業を着手すること。

（交付の除外要件）

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員
- （2）大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による交付決定を行わない場合について準用する。

（交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。

- 2 補助事業者は、次の事項に配慮するものとする。

- （1）将来にわたり樹木等が良好に生育しうよう、日照及び良好な土壌環境の確保等に配慮すること。

- (2) 近隣への日照障害、枝葉の越境回避等周辺環境に悪影響を及ぼさないようにすること。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請を行った者は、第4条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、保存樹、保存樹林等補助金交付申請取下書（第4号様式）により取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

第8条 市長は補助事業の完了後、第13条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更をしようとするときは、保存樹、保存樹林等補助金変更承認申請書（第5号様式）を、補助事業の中止、または廃止をしようとする場合は、保存樹、保存樹林等補助金中止・廃止承認申請書（第6号様式）を提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は前項による申請を受け、補助事業の内容等の変更、中止、廃止を承認したときは、保存樹、保存樹林等補助金交付決定取消・変更通知書（第7号様式）により補助事業者に対して通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は補助金の交付の決定した場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたとき、また申請者が第4条の2第1項各号のいずれかに該当すると判明した場合、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、保存樹、保存樹林等補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支

#### 払いに要する経費

- 4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

#### (補助事業者等の適正な執行)

第11条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

#### (立入検査等)

第12条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は、補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

#### (実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、保存樹、保存樹林等補助金実績報告書（第9号様式）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 施工業者との契約書、または注文書
- (3) 施工業者からの領収書の写し等施工にかかる支払い金額が確認できる書類
- (4) 植栽完了図、工事竣工図面
- (5) 竣工写真

#### (補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、保存樹、保存樹林等補助金額確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

#### (決定の取消し)

第15条 規則第17条第3項の規定による通知においては、市長は保存樹、保存樹林等補助金交付決定取消書（第11号様式）により通知するものとする。

#### (関係書類の整備)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 13 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第 17 条 市長は、補助事業に係る事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者も自主的に公表するように努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正要綱は平成 22 年 7 月 1 日から施行し、適用については平成 22 年 4 月 1 日とする。

附 則

この改正要綱は平成 24 年 8 月 1 日から施行する

附 則

この改正要綱は平成 26 年 1 月 15 日から施行する

附 則

この改正要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この改正要綱は令和元年 5 月 1 日から施行する

附 則

この改正要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する